○大刀洗町不良空家等除却補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和2年2月12日要綱第3号) |

|  |
| --- |
|  |

別表第1(第2条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価区分 | 評価項目 | 評価内容 | 評点 |
| 構造の腐朽又は破損の程度 | 1　床 | 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの | 15 |
| 2　基礎、土台、柱又ははり | ア　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | 25 |
| イ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 50 |
| ウ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | 100 |
| 3　外壁又は界壁 | ア　外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | 15 |
| イ　外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | 25 |
| 4　屋根 | ア　屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨もりのあるもの | 15 |
| イ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの | 25 |
| ウ　屋根が著しく変形したもの | 50 |
| 道路等の通行人又は隣接地に対する影響 | 外壁又は屋根等 | ア　外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの | 15 |
| イ　外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの | 25 |
| ウ　外壁、屋根材等が道路又は隣接地に既に落下する等、敷地外に被害を及ぼしている状況がうかがえるもの | 50 |
| 景観への影響 |  | 町並みの景観を著しく害するなど、特別の配慮が必要なもの | 15 |
| 地元要望 |  | 自治会等の地元組織から要望があるもの | 20 |

備考　一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。